

1 事業名

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正

2 事業の概要

令和2年10月7日に人事院から国家公務員の期末手当の引下げが勧告されたことに鑑み、本市の任期付職員、一般職員及び会計年度任用職員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

① 令和2年度

区 分	期末手当支給率	
	現 行	改正後
6月支給分	1. 7月	現行どおり
12月支給分	1. 7月	1. 65月
年間支給割合	3. 4月	3. 35月

(令和2年12月1日から適用)

② 令和3年度以降

区 分	期末手当支給率	
	令和2年度	改正後
6月支給分	1. 7月	1. 675月
12月支給分	1. 65月	1. 675月
年間支給割合	3. 35月	3. 35月

(令和3年4月1日から適用)

(2) 所沢市一般職員の給与等に関する条例

① 令和2年度

区 分	期末手当支給率	
	現 行	改正後
6月支給分	1. 3月	現行どおり
12月支給分	1. 3月	1. 25月
年間支給割合	2. 6月	2. 55月

(令和2年12月1日から適用)

② 令和3年度以降

区 分	期末手当支給率	
	令和2年度	改正後
6月支給分	1. 3月	1. 275月
12月支給分	1. 25月	1. 275月
年間支給割合	2. 55月	2. 55月

(令和3年4月1日から適用)

(3) 所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

期末手当について、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給することとする。(令和2年12月1日から適用)

3 他自治体の類似する政策等

人事委員会を置かない県内他市等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

(1) 市全体の計

令和2年4月1日現在 職員数 1,980人(再任用職員 158人を除く。)

△44,790千円

(2) 職員1人当たり影響額

△44,790千円 ÷ 1,980人 = △22,621円

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第120号 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

3 略

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

3 略

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

（給与条例等の適用除外等）

第7条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

3 略

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）

（期末手当）

第17条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

（期末手当）

第17条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

◎所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第5条関係）

（給料等）

第7条 略

2・3 略

（期末手当）

第17条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

（期末手当）

第17条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

（給料等）

第7条 略

2・3 略

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、一般職の職員の例により支給する。

5 期末手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。